

## 第2回行田軽トラ朝市

- ▶日 時 9月12日(日) 午前8時～11時  
※雨天決行
- ▶場 所 市内循環バスロータリー西側芝生広場
- ▶販売品 季節の野菜、花などの行田産農産物  
※天候などにより品揃えに変更の場合あり
- ▶問い合わせ 行田市地産地消推進協議会事務局  
(農政課内・内線386)



第1回 行田軽トラ朝市の様子

## 米・米加工品を取り扱う業者の皆さんへ 米トレーサビリティ法 が施行されます

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)の、取引などの記録・保存部分が10月1日から施行されます。これにより、米・米加工品を取り扱う生産者、卸売業者、小売業者および外食店などの方は、入出荷などの記録の作成と保存が義務付けられます。

- ▶問い合わせ 関東農政局消費・安全部地域第三課米トレーサビリティ法相談室(毎週水曜日開設) ☎524-5711



## 田んぼに巨大な “忍城”と“のぼう様”が出現 見ごろは10月中旬まで・立体アートにも挑戦

6月6日に古代蓮の里東側の水田で田植えを行った今年の田んぼアートは、一般公募による“忍城”と歴史小説「のぼうの城」の主人公“のぼう様”こと成田長親のイラストを基に、3種類の苗でアートを描き、見ごろを迎えています。(写真は表紙に掲載)

さらに、今回は10月16日(土)に凶柄の周りの稲「彩のかがやき」を刈り取り、“忍城”と“のぼう様”を立体的に見せることにもチャレンジします。この田んぼアートは、11月中旬まで見ることができますので、ぜひ、古代蓮会館展望室からご覧ください。

完成図



©「和田竜・オノナツメ／小学館」

- ▶問い合わせ 田んぼアート米づくり体験事業推進協議会事務局(農政課内・内線386・387)または古代蓮会館 ☎559-0770

## 遊休農地の解消にご協力を

耕作されなくなった農地の遊休化は、大切な農地の活用、病虫害や雑草の発生などの悪影響の面から解消を図る必要があります。

市では、行田市農業委員会と協力して遊休農地の実態を調査・指導しています。さらに、遊休農地解消対策として、農業者が利用権を設定し遊休農地を解消する場合に、補助金を交付しています。

遊休農地を活用して、耕作面積の規模拡大をお考えの方は、農政課またはお近くの農業委員にご相談ください。



遊休農地の状況

- ▶問い合わせ 同課農政担当(内線387)